

第 4 0 4 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市交通局長（以下「実施機関」という。）が、第 3に掲げる各決定（以下これらを「本件各処分」という。）に対する審査請求（以下これらを「本件各審査請求」という。）の対象となる行政文書を一部公開又は非公開とした決定のうち、別表 2に掲げる「公開すべき情報」を非公開とした決定は、妥当ではないので公開すべきであるが、その他の部分を非公開とした決定は、妥当である。

第 2 審査会における判断及び答申

本件各審査請求は、いずれも審査請求人が同一であるほか、実施機関の処分の妥当性の判断において検討すべき内容等に類似する点が認められることから、当審査会はこれらを一括して判断し、答申を行うこととする。

第 3 本件各審査請求に至る経過

- 1 令和 2年 9月30日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次のような公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

9月25日発表 停職 6ヶ月懲戒処分交通局職員

- ①処分内容、理由、処分説明書、本人の弁明書等 記者発表資料含む（発表時手元手もち資料も含む）
- ②事情聴取の記録わかるもの
- ③聴取にあたって、本人への連絡、日時、場所および聴取を担当した職員について
- ④事件について確定したこと
- ⑤本人および、他の職員がうけた本件克服に向けて研修についてわかるもの

- 2 同年10月13日、実施機関は、別表 1に掲げる行政文書を特定し、本件行政文書①から③及び本件対象文書を非公開とする決定（以下「本件処分①」という。）並びに本件行政文書④、⑤及び本件公開文書①から③を一部公開とする決定（以下「本件処分②」という。）を行い、その旨をそれぞれ審査請求人に通知した。

- 3 同月16日、審査請求人は、本件処分①及び②を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。(以下、本件処分①に対するものを「審査請求①」、本件処分②に対するものを「審査請求②」という。)

第4 実施機関の主張

- 1 決定通知書によると、実施機関は、本件各審査請求の対象となる行政文書の一部又は全部を公開しない理由として、おおむね次のとおり主張している。

(1) 審査請求①について

ア 本件行政文書①及び②は、市の図書館等において閲覧等ができるものであるため、請求を却下する。

イ 本件対象文書は、作成しておらず、不存在である。

ウ 本件行政文書③に記載されている情報は、本件公開請求の前提となった懲戒処分(以下「本件懲戒処分」という。)の被発令者(以下「被処分職員」という。)のみならず、被害者についても特定個人を識別できるもののうち通常他人に知られたいと認められるものであること、また、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第1項第1号及び第5号に該当する。

当該文書については、非公開とする部分を除くと、様式及び所属職制による関係職員への聞き取り(以下「本件聴取」という。)年月日のみの存在となり、公開請求の趣旨を損なうことになるため、全文書を非公開とする。

(2) 審査請求②について

ア 本件行政文書④に記載されている職員の氏名及び職員番号は、特定の個人を識別できる情報のうち、通常他人に知られたいと認められるものであるため、条例第7条第1項第1号に該当する。

イ 本件行政文書⑤に記載されている本件聴取を行った職員、聴取日時、関係機関からの文書送付に関する箇所を除く部分については、通常他人に知られたいと認められるものであり、また、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第1項第1号及び第5号に該当する。

- 2 上記1に加え、実施機関は、弁明書において、おおむね次のとおり主張している。

(1) 審査請求①について

ア 本件行政文書①及び②は、名古屋市市民情報センター（以下「情報センター」という。）に配架されており、条例第17条第3項で条例の適用除外とされている「市の図書館その他図書館、資料等を閲覧に供し、又は貸し出すことを目的とする施設において管理されている行政文書であって、一般に閲覧させ、又は貸し出すことができるとされているもの」に該当する。

イ 本件公開請求の内容から、本件対象文書は被処分職員が反省の弁を記載した弁明書であると解されるどころ、事務の流れに照らし合わせれば本件行政文書③以外には存在しないし、またメモなどもない。実施機関では、懲戒処分を行うにあたり被処分職員にそのような行政文書の提出を求めている。このため、本件対象文書は、作成しておらず不存在である。

ウ 本件行政文書③は、実施機関が事実関係の確認を行うことを目的として被処分職員より事情聴取を行った内容の記録であり、犯行当日の状況、犯行の動機、個人的な事項に関すること、捜査機関等からの聴取内容、被害者に関すること等が記載されており、これらは被処分職員のみならず被害者についても特定個人を識別できるもののうち通常他人に知られたくないと認められるものであることから、条例第7条第1項第1号に該当する。

エ また、本件行政文書③は、人事管理に係る事務を適切に遂行するため、職員に事情聴取し作成する必要があるが、公にすると今後職員から事実を聴取することが困難になる等、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるものと認められることから、条例第7条第1項第5号に該当する。

オ 審査請求人は、本件行政文書③について全面的な公開を求めると主張するが、当該文書のうち、上記ウ及びエの非公開情報に係る部分とそれ以外の部分とを区分すると、様式及び本件聴取を行った年月日のみが公開対象となるが、本件公開請求の趣旨は、事情聴取の内容を知ることにあると思料され、非公開情報を区分して除くことにより、審査請求人の請求の趣旨を損なわれることがないとは認められず、当該文書の全体を非公開とした。

カ また、審査請求人は、本件公開請求の「②事情聴取の記録わかるもの」

に該当する文書として、本件行政文書③の他にメモがあると主張するが、上記イで述べたとおり、審査請求人が主張するようなメモは存在しない。

加えて、審査請求人は、「本人の弁明書等について、本人の反省等の文書もないということか不明」と主張するが、上記イで述べたとおり、実施機関は、本人の反省等の文書については、本件行政文書③に含まれると考える。

キ 審査請求人は、本件行政文書③について、「全面的な公開がなされたら、関係者を含め今後の参考になるといえる。」と主張するが、当該主張は、非公開情報を公開する妥当性を述べるものではなく、本件処分①を覆すものではない。

(2) 審査請求②について

ア 本件行政文書④は、被処分職員に対して発令した辞令であり、これに記載された職員の氏名及び職員番号は、特定の個人を識別できる情報のうち、通常他人に知られたくないと認められるものである。

イ 本件行政文書⑤は、本件聴取において作成されたものであり、実施機関が被処分職員より事情聴取を行った全体の日程をまとめたものであるとともに、被処分職員が本件聴取にあたり説明を行った内容や、実施機関がどのように略式命令を確認したかについて記録された資料である。本件聴取を行った職員、聴取日時、名古屋簡易裁判所からの文書送付に関する箇所を除く部分については、被処分職員のみならず被害者についても特定個人を識別できるもののうち通常他人に知られたくないと認められるものである。

また、人事管理に係る事務を適切に遂行するため職員に事実を聴取し、作成する必要があるが、公にすると、今後職員から事実を聴取することが困難になるなど、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

ウ 審査請求人は、公開請求書に「日時」と記載しているため、時間についても公開を求めていると解されるが、具体的に聴取を行った時間を記録した文書は作成していない。

エ また、審査請求人は、「本人への連絡、日時、場所、及び聴取を担当した職員については不明」と主張するが、これらのことが記載された文書は、本件行政文書⑤以外に存在しない。当該文書における聴取を行った日にちと聴取を担当した職員等については、上記イのとおり、非公開

とした。

オ 審査請求人は、本件行政文書④のうち氏名及び本件行政文書⑤について、「全面的な公開がなされたら、関係者を含め今後の参考になるといえる。」と主張するが、当該主張は、非公開情報を公開する妥当性を述べるものではなく、本件処分②を覆すものではない。

第 5 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件処分①及び②を取り消すとの決定（裁定）を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 令和 2年10月14日、本件処分①及び②について、実施機関職員に説明を聞く。特に、「事情聴取記録、わかるもの（請求の係る）」について、本件行政文書⑤が示されていたので、確認すると、記録はあるとのことであった。メモということを言われた。これは、処分等において、説明される時に使われたとのことであった。公文書か、そうでないかは争いの対象である。と伝える。

(2) なお、本件行政文書⑤については、全面的な公開を求める。どのようなことが聞き取られたのか全く不明、被害者の個人情報に関することだからということを知ったが、全部そうなのか全く不明である。

仮に被害者の個人情報だったとしても、全面的にそうだとはいえないということが推測できる。事情聴取の記録とともに開示されることを求める。何があったのか、なぜ起きたのか等含めて知るためには、一部公開、非公開は権利侵害である。

(3) 審査請求の理由として、事情聴取の記録については、停職 6か月の懲戒案件であり、本件行政文書⑤にあるような簡単なものではないということは推測される。メモということで、公開しない理由にすることは許されない。説明責任を果たしているとはいえない。氏名を含めて、事実について詳しく知りたいということで、当然公開されることを求めていると考えている。

同様に処分内容等からすると、職員名も公開されるべきである。職員番号については求めない。

(4) エスカレーターにおいては、盗撮行為について、注意喚起がなされている。当該職員は、盗撮行為、平成27年 4月頃から、週 1回程度認めたとある事案である。50万円の罰金刑を受けている。相当な事件であるといえる。

事情聴取記録等で、なぜなのか、原因背景について知りたいが、一切不明である。全面的な公開がなされたら、関係者を含め、今後の参考になるといえる。

(5) また、以下のものについても、公開されることを再度求める。

9月30日請求内容、処分内容は、辞令で分かるが、本人に示されたと推測される処分理由書、処分説明書については、どのようになっているのか不明。

同様に聴取にあたって、本人への連絡、日時、場所、及び聴取を担当した職員については不明。

本人の弁明書等について、本人の反省等の文書もないということか不明。

第 6 審査会の判断

1 争点

以下の 4点が争点となっている。

(1) 争点①

本件行政文書①及び②が、条例第17条第 3項に該当するか否か。

(2) 争点②

本件行政文書③に記載されている本件聴取の記録（以下「本件情報①」という。）及び本件行政文書⑤において実施機関が非公開とした本件事案の詳細に係る情報（以下「本件情報②」という。）が、条例第 7条第 1項第 5号に該当するか否か。

(3) 争点③

本件情報①のうち実施機関が個人情報であるとして非公開としたもの（以下「本件個人情報」という。）、本件情報②及び被処分職員の氏名（以下「本件情報③」という。）が、条例第 7条第 1項第 1号に該当するか否か。

(4) 争点④

本件対象文書が存在するか否か。また、本件各処分で特定された行政文書以外に本件公開請求の対象となる文書が存在するか否か。

2 条例の趣旨等

条例は、第 1条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 本件各審査請求の対象となる行政文書について

(1) 本件懲戒処分について

令和 2年 5月19日に、実施機関の職員が J R 名古屋駅の商業施設付近のエスカレーターにおいて、小型カメラを使用して女性のスカートの中を盗撮し（以下「本件盗撮事案」という。）、同年 9月25日に停職 6月の懲戒処分を受けたもの。

(2) 本件懲戒処分の事務の流れについて

当審査会が事務局をして調査した結果、本件懲戒処分の事務の流れは以下のようになっていることが認められた。

ア 令和 2年 5月27日から 9月10日までの間に、所属職制による被処分職員への聞き取り（本件聴取）が行われ、本件行政文書③を作成した。

イ 所属から本庁主管部署（電車部運輸課）へ報告が行われ、事実関係の確認後に本件行政文書③の内容を確定した。

ウ 本庁主管部署から人事担当部署（総務部人事課）を通じて局長まで事案の内容の報告を行った。

エ 処分量定を決定後、本件行政文書②、④及び本件公開文書①を作成し、令和 2年 9月25日に被処分職員への処分発令及び報道発表を行った。

あわせて、本件行政文書①及び本件公開文書②を作成し、名古屋市公報への掲載、行政監理委員会への報告を行った。

オ また、職員が遵守すべき倫理原則について周知するため、実施機関の職員に対して、本件公開文書③を配布した。

(3) 本件各行政文書について

ア 本件行政文書①について

名古屋市（以下「本市」という。）が発行している公式の報告書であ

り、条例・規則の公布や告示等が掲載される。

本件行政文書①は、令和 2年 9月30日に発行されたものであり、被処分職員の所属及び補職、日付、処分の内容並びに処分理由が記載されている。

イ 本件行政文書②について

上記(2) エにおいて、実施機関が報道発表した資料である。同月27日から、情報センターに配架されている。

本件盗撮事案の概要、被処分職員の所属及び補職、処分内容並びに処分年月日が記載されている。

ウ 本件対象文書について

本件盗撮事案について、被処分職員が反省の弁等を記した弁明書であると解される。

エ 本件行政文書③について

上記(2) アにおいて、実施機関が被処分職員に対して実施した計11回の本件聴取の内容の詳細な記録であり、資料名、本件聴取での質問及び回答、聴取日並びに被処分職員の所属、職員番号、氏名及び印影等が含まれている。

オ 本件行政文書④について

上記(2) エにおいて、実施機関が被処分職員に対して発令した辞令である。

被処分職員の職名、発令事項、日付、発令者の氏名、被処分職員の職員番号及び本件情報③が記載されている。

カ 本件公開文書①について

上記(2) エにおいて、実施機関が行った記者会見の段取りをまとめた資料である。

日時、場所、出席者、段取り及び読み文が記載されている。

キ 本件行政文書⑤について

実施機関が、被処分職員に対して行った上記(2) アの本件聴取について、概要をまとめた資料である。

本件聴取を行った職員、聴取日時、名古屋簡易裁判所からの文書送付に関する情報及び本件情報②が記載されている。

ク 本件公開文書②について

実施機関内に設置されている行政監理委員会（職員の職務に係る倫理の保持及び職務の公正な執行を確保するために必要な施策を協議する組織。）に実施機関が提出した資料である。

本件盗撮事案の概要等、本件行政文書②と同様の内容が記載されている。

ケ 本件公開文書③について

名古屋市職員の倫理の保持に関する条例（平成16年名古屋市条例第22号）第3条に基づき、本市の職員が遵守すべき倫理原則について職員に周知するために作成された資料である。

4 争点①について

(1) 条例第17条は、法令又は他の条例により、閲覧制度が定められている場合等における条例の適用関係を定めたものである。同条第3項は、名古屋市の図書館、情報センター等の施設において、閲覧又は貸出しの目的で管理されている行政文書については、当該閲覧等によることとし、条例は適用しないとするものである。

(2) 本件行政文書①について

ア 条例第2条第2号では、行政文書公開制度の対象となる行政文書の範囲を定めており、ただし書アにおいて「官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数のものに販売することを目的として発行されるもの」は、当該制度の対象外とすることとしている。

イ 本件行政文書①は、上記3(2)アのとおり、名古屋市の公報であり、上記アのとおり、行政文書公開制度の対象外となるものである。

ウ したがって、本件行政文書①については、情報センターに配架されているか否かに関わらず、行政文書公開制度の対象となる行政文書には該当しないことを理由に非公開とすべきであり、原処分を取り消して改めて却下を理由とする非公開決定を行うべきとも考えられるが、その意義に乏しく、結論において原処分は妥当であると判断する。

(3) 本件行政文書②について

ア 本件行政文書②は、上記3(2)エのとおり、実施機関が作成した報道発表資料であり、令和2年9月27日以降、情報センターに配架されている。

イ したがって、本件行政文書②は、請求日時点において情報センターで一般の閲覧に供されており、条例第17条第 3項に該当すると認められる。

(4) 以上のことから、実施機関が、本件処分①のうち本件行政文書①及び②を非公開とした決定は妥当である。

5 争点②について

(1) 条例第 7条第 1項第 5号は、本市又は他の地方公共団体等が行う事務事業の性質、内容に着目し、公正又は適正な行政運営を確保する観点から、非公開情報を定めたものであり、情報を公にすることによる利益と比較衡量し、なお当該事務事業の遂行に支障が生ずる場合は、当該情報を非公開とすることを定めたものである。

(2) 本件情報①及び②は、実施機関が本件懲戒処分を行うにあたり作成した文書に記載されている情報であり、本市の事務事業に関するものであることが認められる。

また、本件情報①には、警察又は検察が行った取り調べに係る情報（以下「本件取調べ情報」という。）が含まれており、それらの情報は、国又は他の地方公共団体の事務事業に関する情報であることが認められる。

(3) 次に本件情報①及び②を公にすることにより、当該事務事業の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるか否かについて検討する。

ア 本件取調べ情報は、警察又は検察で行われた取り調べの内容が詳細に記されており、公にすることにより、取り調べの手法等が明らかになり、警察又は検察の事務事業に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

イ 一方で、本件取調べ情報を除く本件情報①については、一般的に想定され得る質問事項や犯行時の状況等の事実を説明している内容にすぎない。また、本件情報②は、本件聴取の要約や犯行時の状況等の事実を説明している内容にすぎない。

ウ したがって、本件取調べ情報を除く本件情報①及び本件情報②（以下「本件 5号検討情報」という。）は実施機関が上記第 4の 2(1) エ及び(2) イで主張するような、公にすることにより、今後行われる本件聴取と同様の聞き取りへの協力が得られなくなり、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるとまでは認められない。

エ 実施機関は、上記第 4の 2(1) エ及び(2) イのほかに、本件 5号検討情報が条例第 7条第 1項第 5号に該当するとの主張をしていないほか、本件 5号検討情報が同号に該当すると認めるべき特段の事情は認められない。

(4) 以上より、本件 5号検討情報は、条例第 7条第 1項第 5号に該当するとは認められないが、本件取調べ情報は、同号に該当すると認められる。

6 争点③について

(1) 条例第 7条第 1項第 1号は、基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシー権を保護するため、特定の個人が識別され得る情報で通常他人に知られたくないと認められるものについて非公開とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することができないが、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報についても、同様に非公開とすることを定めたものである。

(2) 被処分職員の氏名及び職員番号は、特定の個人を識別することができるもののうち通常他人に知られたくないものであると認められることから、本件個人情報の一部及び本件情報③については非公開とすることが相当である。

(3) また、被処分職員の氏名及び職員番号以外の本件個人情報並びに実施機関が略式命令書を入手した日付及び方法（以下「本件入手日等」という。）を除く本件情報②は、被処分職員の意識、心情及び私生活等に関する情報であり、本件懲戒処分にあたり被処分職員の所属及び補職等が公表されていることから、それらの情報を組み合わせることにより、被処分職員を識別することが可能であることに鑑みると、特定の個人を識別することができる情報のうち通常他人に知られたくないものであると認められる。

なお、本件情報②のうち、本件入手日等は、単なる手続きの流れを示すものであり、個人のプライバシーに関する情報であるとは認められない。

(4) 条例第 7条第 1項第 1号はただし書アにおいて、当該個人が公務員等である場合で、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分を公開することと規定している。

(5) しかしながら、本件個人情報、本件入手日等を除く本件情報②及び本件情報③は、上記(2) 及び(3) のとおり、個人のプライバシーに関する情報

であると認められ、公務員等の職務の遂行に係る情報であるとは認められない。

- (6) したがって、本件情報②のうち本件入手日等は、条例第 7条第 1項第 1号に該当するとは認められないが、本件個人情報、本件入手日等を除く本件情報②及び本件情報③は、同号に該当すると認められる。

7 争点④について

- (1) 本件対象文書は、上記 3(3) ウのとおり、本件盗撮事案に係る被処分職員の弁明書であると解されるどころ、審査請求人は、上記第 5の 2(5) のとおり、当該文書が、存在しないのか不明であると主張している。

また、審査請求人は、上記第 5の 2(1) 及び(5) のとおり、本件各行政文書以外にメモや処分理由書等が存在すると主張する。

- (2) 実施機関は、上記第 4の 2(1) カのとおり、被処分職員の反省等の文書については、本件行政文書③に含まれていると考えており、被処分職員に対して弁明書の提出は求めているため、本件対象文書は存在しないと主張している。

- (4) また、本件懲戒処分における事務の流れについては上記 3(2) のとおりであり、実施機関は、本件対象文書、本件行政文書①から⑤及び本件公開文書①から③以外に本件公開請求の対象となる文書は存在しないと主張している。

- (5) 上記(3) 及び(4) の実施機関の主張に特段不合理な点はなく、それを覆すに足りる事実も認められない。

- (6) したがって、本件対象文書は存在しないと認められるほか、本件各処分で特定された本件行政文書①から⑤及び本件公開文書①から③以外にも本件公開請求の対象となる文書は存在しないと認められる。

- 8 審査請求人は、その他種々主張しているが、本件各処分の妥当性については、上記 4 から 7において述べたとおりであることから、当審査会の結論に影響を及ぼすものではない。

- 9 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 7 審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和 2年11月10日	本件各審査請求に係る諮問書の受理
令和 3年 3月 4日	本件各審査請求に係る弁明書の写しの受理
同日	審査請求人に、本件各審査請求に係る弁明書に対する反論があるときは反論意見書を提出するよう通知
令和 4年 9月 2日 (第37回第 3小委員会)	調査審議
10月 7日 (第38回第 3小委員会)	調査審議
12月 2日 (第40回第 3小委員会)	調査審議
令和 5年 1月13日 (第41回第 3小委員会)	調査審議
3月 3日 (第43回第 3小委員会)	調査審議
4月17日 (第44回第 3小委員会)	調査審議
5月29日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 小林直三、委員 清水綾子、委員 庄村勇人

別表 1

行政文書の名称		非公開とされている情報
本件行政文書①	名古屋市公報（処分内容、理由）（請求に係るもの）	文書全て
本件行政文書②	記者発表資料（請求に係るもの）	文書全て
本件行政文書③	事情聴取の記録わかるもの（請求に係るもの）	文書全て（本件情報①）
本件行政文書④	辞令（請求に係るもの）	被処分職員の氏名（本件情報③）、職員番号
本件行政文書⑤	職制による聞き取り及び関係職員の説明について（請求に係るもの）	本件事案の詳細に係る情報（本件情報②）
本件対象文書	本人の弁明書（請求に係るもの）	文書全て
本件公開文書①	記者会見読上げ文（請求に係るもの）	—
本件公開文書②	行政監理委員会資料（請求に係るもの）	—
本件公開文書③	職員が遵守すべき職務に係る倫理原則	—

別表 2

(1) 本件行政文書③について

資料名	公開すべき情報	
共通	資料名、質問項目の見出し、「上記の内容に相違ありません。」、聴取日	
資料①	【質問】 2～ 6、 9～17、 19、 20、 24～30、 32～37 【回答】 6～12、 14	
資料②	【質問】 1～ 8 【回答】 1、 2、 4～ 6 函面、写真	
資料③	【中村警察署で 6月10日に行われたこと】見出し、質問、管区への連絡報告について 【質問】 1、 2、 10	
資料④	【質問】 4、 6～ 8 【回答】 3、 4	
資料⑤	【質問】 1、 2	
資料⑥	【質問】 1～ 3	
資料⑦	【質問】 1～ 6	
資料⑧	【質問】 1	
資料⑨	【質問】 4、 7～ 9、 14、 16、 23 【回答】 2、 6～ 9、 24	
資料⑩	【質問】 1、 16 【回答】 1、 2、 4、 5、 7、 14、 18～21 【 5月19日（火）の時系列についての再確認】 1行目行動等、 3～9行目（ 5行目及び 8行目の事案の取扱いに係る記述を除く。）	
資料⑪	訂正の有無に関する記載（取り調べ内容の詳細に係る部分を除く。）	
	5月27日訂正	【質問】 2～ 6、 9～17、 19、 20、 24～30、 32～37 【回答】 6（訂正前）、 7～12、 14（訂正前）
	6月 9日訂正	【質問】 1～ 8 【回答】 1、 2、 4～ 6 函面、写真
	6月20日訂正	【中村警察署で 6月10日に行われたこと】見出し、質問、管区への連絡報告について 【質問】 1、 2、 10
	6月25日訂正	【質問】 4、 6～ 8 【回答】 3、 4
	8月 4日訂正	【質問】 1、 2
	8月 6日訂正	【質問】 1～ 3
	8月14日訂正	【質問】 1～ 6

(2) 本件行政文書⑤について

公開すべき情報

- ・ 実施機関が略式命令書を入手した日付及び方法